

○警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する  
規程

(平成23年9月15日島根県公安委員会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、島根県公安委員会が行う警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく行政処分の公表基準について定めるものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第2条 公表の対象となる行政処分は、次に掲げる行政処分（以下「公表対象処分」という。）とする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

(1) 警備業法

- ア 認定の取消し（第8条）
- イ 指示（第48条）
- ウ 営業停止命令（第49条第1項）
- エ 営業廃止命令（同条第2項）

(2) 探偵業の業務の適正化に関する法律

- ア 指示（第14条）
- イ 営業停止命令（第15条第1項）
- ウ 営業廃止命令（同条第2項）

(公表の内容)

第3条 公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 認定証番号又は届出証明書番号
- (2) 被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (4) 処分内容
- (5) 処分年月日
- (6) 処分理由及び根拠法令

(公表の方法等)

第4条 公表の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 島根県公安委員会が公表対象処分を行った場合は、生活安全部生活安全企画課に処分内容等を記載した処分公表書（別記様式）を備え付けるとともに、島根県公安委員会のホームページにその内容を掲載するものとする。
- (2) (1)において、島根県以外に主たる営業所を有する者に対して営業停止命令の行政処分を行った場合、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に対して処分公表書の写しを送付するものとする。
- (3) 島根県公安委員会以外の公安委員会が島根県に主たる営業所を有する者に対して営業停止命令の行政処分を行い、当該公安委員会から処分内容等について通知を受けた

場合は、その内容を公表するものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

(委任)

第6条 この公安委員会規程に定めるもののほか、行政処分の公表に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この公安委員会規程は、制定の日から施行する。

別記様式 〔略〕